

足利都市計画特別工業地区について

足利市では都市計画法第8条に規定する特別用途地区として「足利都市計画特別工業地区」を決定しています。

【目的】

建築物の建築の制限を緩和するとともに、その構造等を制限することにより、足利市の地場産業である繊維工業及び衣服その他繊維製品製造業の保護育成を図るとともに、地区の生活環境を保全することを目的とします。なお、第一種住居地域に建築可能な建築物の建築を制限するものではありません。

【位置】

- ・毛野南部地区（18.0ha）
…山川町、常見町一丁目、常見町二丁目の各一部
- ・葉鹿地区（17.0ha）
…葉鹿町、葉鹿南町の各一部

両地区とも、第一種住居地域ですが、足利市の地場産業である繊維工業及び衣服その他繊維製品製造業が混在している地区です。

【制限等の概要】

特別工業地区内における建築物の制限の緩和及び附加については、条例で規定しています。

(例)

下記の条件を全て満たすものは建築可能です。

- ・繊維工業等の用途に供する建築物であること。
- ・原動機の出力の合計が30キロワット以下であること。
- ・作業場の床面積の合計が200㎡以下であること。

ただし、作業場は以下の構造にしなければなりません。

- ・基礎は、繊維工業等の機械又は原動機の基礎と分離すること
- ・外壁に設ける開口部について、窓ははめごろし戸とし、出入口は遮音効果のある戸を設け隣地境界線に直接面しないこと。（※例外あり）
- ・外壁及び屋根又は外壁及び天井は遮音効果のある構造とする。
- ・壁及び天井（ない場合は屋根）の室内に面する部分は吸音効果のある材料で仕上げること。

e t c . . .

※詳しくは市ホームページ

(http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/e1030466001.html)

をご確認ください。

○足利都市計画特別工業地区建築条例

昭和 55 年 3 月 25 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 2 項及び第 50 条の規定に基づき、足利都市計画特別工業地区(以下「特別工業地区」という。)内における建築物の建築の制限を緩和し、建築物の構造等を制限することにより、本市の地場産業である繊維工業及び衣服その他の繊維製品製造業(以下「繊維工業等」という。)の保護育成を図るとともに、地区の生活環境を保全することを目的とする。

(建築物の制限の緩和)

第 2 条 特別工業地区内においては、繊維工業等の用途に供する建築物であつて原動機の出力の合計が 30 キロワット以下であり、かつ、作業場の床面積の合計が 200 平方メートル以下のものは、法第 48 条第 5 項から第 7 項までの規定にかかわらず、建築することができる。

(建築物の制限の附加)

第 3 条 前条に規定する建築物(原動機の出力の合計が 0.75 キロワット以下であり、かつ、作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のものを除く。)の作業場は、次の各号に定める構造としなければならない。

- (1) 作業場の基礎は、繊維工業等の機械又は原動機の基礎と分離すること。
- (2) 外壁に設ける開口部は、次のア及びイに定める構造とすること。

ア 窓は、はめごろし戸とすること。

イ 出入口は、しや音効果のある戸を設け、隣地境界線に直接面しないこと。

- (3) 外壁及び屋根又は外壁及び天井は、しや音効果のある構造とすること。
- (4) 壁及び天井(天井のない場合は屋根)の室内に面する部分は、吸音効果のある材料で仕上げること。

2 次の各号の 1 に該当するものは、前項第 2 号の規定にかかわらず、同号の規定は適用しない。

- (1) しや音効果のある戸を設けた換気のために供する窓があるとき。
- (2) 開口部の外側に建築物、壁その他これらに類するしや音上有効なしやへい物があるとき。
- (3) しや音効果のある戸を設けた避難の用にのみ供する出入口があるとき。
- (4) 開口部が広い空地、公園、広場、川その他これらに類するものに面するとき。
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか市長が前項第 2 号に定める構造と同等以上のしや音効果があると認めて指定したとき。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定により、前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物については、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定の適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)を基準として、次の各号に定める範囲内において増築し、若しくは改築し、又は用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築又は用途変更後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器の容量等による場合においては、増築又は用途変更後のそれらの出力、台数又は容量等の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量等の合計の1.2倍を超えないこと。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第6条 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、200,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。